

第3編 設置者の義務等について

特定施設の設置者は、届出内容と相違ないように設置し、使用しなければなりません。また、法で定められた排出基準を遵守しなければなりません。

その他、次の事項についても遵守しなければなりません。

1 自主測定と報告について

特定施設の設置者は法第28条の規定により、法で定められた頻度及び方法で排出ガス等のダイオキシン類の濃度を測定し、その結果を知事に報告しなくてはなりません。

(1) 測定・報告の頻度

排出ガス、ばいじん、排水等に含まれるダイオキシン類の濃度の測定を毎年1回以上実施する必要があります。

また、自主測定は施設の稼働日数が少ない場合でも測定しなくてはなりません。ただし、施設が継続して休止している場合、測定の義務はありませんが、「休止しているため、測定結果がないこと」を報告様式等によって報告してください。

なお、使用を再開した場合も報告してください。

(2) 測定項目

特定施設		排出ガス	排水	燃え殻 (焼却灰)	ばいじん
廃棄物焼却炉以外	大気基準適用施設	○			
	水質基準対象施設		○		
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉 (廃ガス洗浄施設等の水質基準対象施設からの排水がある場合)	○	○	○	○*1
	廃棄物焼却炉 (水質基準対象施設からの排水がない場合)	○		○	○*1

*1 集じん施設を設置している場合に該当します。

(3) 測定方法

施設区分	測定項目	測定頻度	測定方法
大気基準適用施設	排出ガス	年1回以上	法施行規則第2条第1項第1号 (JIS K 0311)
水質基準対象施設	排出水		法施行規則第2条第1項第2号 (JIS K 0312)
廃棄物焼却炉	ばいじん 焼却灰 燃え殻		法施行規則第2条第2項 (環境省告示第80号)

※ 廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガス、または廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻について測定する場合にあっては、次に掲げる方法によって行うことができます。(環境省告示第92号)

- ① ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法
- ② ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法
- ③ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(4) 報告様式

測定結果は、法施行規則様式第6(別紙含む)で知事に報告しなければなりません。なお、本様式は法令で規定された様式ですので、この様式に代えて計量証明事業者による計量証明書の写し等は使わないでください。

(5) 報告部数

2部提出してください。

なお、排出ガス・排出水の測定結果を両方とも記載している場合には、3部提出してください。

(6) 報告期限

試料採取日から起算して60日以内に報告をお願いします。

ただし、測定結果が定められた排出基準を超過している場合には、直ちに報告してください。

2 立入検査について

県職員は法第34条の規定により立入検査を実施し、特定施設の状況やその他必要な事項の報告を求めることがあります。立入検査を実施する職員は法で定められた身分証を携帯し、関係者に提示します。

3 事故時の対応

特定施設に事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合、直ちに、応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。また、直ちに、事故の状況を知事に通報しなければなりません。

事故は人為的な事故に限らず、天災等の不可抗力による事故を含みます。

千葉市、船橋市、柏市に設置されている特定施設については、各市に連絡してください。

緊急時の連絡先

大気保全課	043-223-3804 又は管轄する地域振興事務所(p6)に直接電話してください。
水質保全課	043-223-3871 又は管轄する地域振興事務所(p6)に直接電話してください。
休日・夜間 連絡先	080-1090-3201 又は 080-1090-3204 (大気保全課緊急携帯)

4 罰則について

法で定める罰則は次のとおりです。

罰則一覧

計画変更命令・改善命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出基準違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失によるものは3ヶ月以下の禁固又は30万円以下の罰金）
事故時の措置命令違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
設置届・変更届の未届又は虚偽の届出	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
使用届の未届又は虚偽の届出	20万円以下の罰金
工事実施の制限違反	20万円以下の罰金
虚偽の報告・立入検査の拒否・忌避	20万円以下の罰金
大気基準適用施設が水質基準対象施設に水質基準対象施設が大気基準適用施設になった場合の未届又は虚偽の届出	10万円以下の過料
氏名等変更届、使用廃止届、承継届の未届・虚偽報告	10万円以下の過料

5 廃棄物焼却炉の撤去について

廃棄物焼却炉を撤去する場合は、厚生労働省が定めた「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日）」に沿って解体を行ってください。

お問い合わせは所管労働基準監督署の安全衛生担当又は千葉労働局労働基準部健康安全課にお願いします。

問い合わせ先

千葉労働局労働基準部健康安全課

電話番号 043 - 221-4312